

第三号議案

博物館の登録に関する規則等の一部改正について

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則  
(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第一条 博物館の登録に関する規則(昭和五十二年大分県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二條」に改める。

第二条から第六条までを次のように改める。

(登録申請書等)

第二条 法第十一条の規定による大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の登録を受けようとする者は、博物館登録申請書(第一号様式)を教育委員会に提出しなればならない。

2 法第十二条第二項第二号に規定する書類は、次のとおりとする。

一 博物館の設置者が地方公共団体である場合にあつては、当該博物館の設置条例の写し

二 博物館の設置者が地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 博物館の設置者が前二号に規定する法人以外の法人(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。))を除く。)である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該法人の登記事項証明書

ロ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証

する収支計画等

ハ 博物館の設置者である法人が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）でないことを誓約する書面

ニ 博物館の運営を担当する役員の経歴を記載した書類

ホ 法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第二条に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面

四 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類

五 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類

六 博物館資料の目録

七 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類

八 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類

九 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

十 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

十一 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

十二 館長及び学芸員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類

十三 組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類

十四 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

十五 博物館の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類

十六 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類

十七 博物館の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

十八 高齢者等博物館の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

十九 その他教育長が必要と認める書類

(登録に係る博物館の体制、職員並びに施設及び配置に関する基準)

第三条 法第十三条第一項第三号から第五号までの教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

(登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、第二号様式によるものとする。

(変更の届出)

第五条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、変更する日の十五日前までに、博物館登録事項変更届(第三号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(教育委員会への定期報告)

第六条 法第十六条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告は、教育長が別に定めるところによりしなければならない。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第七条 法第二十条第一項の規定による廃止の届出は、廃止の日から二十日以内に、博物

館廃止届（第四号様式）を教育委員会に提出するものとする。  
本則に次の一条を加える。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第2案関係)

(表)

博物館登録申請書

年 月 日

大分県教育委員会 殿

住所  
名称  
代表者氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

注 添付書類については、裏面をご覧ください。

(表)

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 1 館名の写し
- 2 博物館の設置者が地方公共団体である場合にあつては、当該博物館の設置条例の写し
- 3 博物館の設置者が地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 4 博物館の設置者が前二号に規定する法人以外の法人（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）を除く。）である場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 当該法人の登記事項証明書
  - (2) 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証する収支計画等
  - (3) 博物館の設置者である法人が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）でないことを誓約する書面
  - (4) 博物館の運営を担当する役員の経歴を記載した書類
  - (5) 法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面
- 5 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類
- 6 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
- 7 博物館資料の目録
- 8 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- 9 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類
- 10 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 11 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 12 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 13 館長及び学芸員以外の職員の名称及び職務の分担を記載した書類
- 14 組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類
- 15 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 16 博物館の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類
- 17 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- 18 博物館の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 19 高齢者等博物館の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 20 その他教育長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

博物館登録原簿

番 項	登 録		登録変更 年月日	登録変更 年月日
	年月日	年月日		
	記号番号	号		
設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備 考				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

第三号様式を削る。

第四号様式中「第4号様式(第5条関係)」を「第3号様式(第5条関係)」に、「博物館登録事項変更届」を「博物館登録事項変更届」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第5号様式(第6条関係)」を「第4号様式(第7条関係)」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(私立博物館の届出)」を削り、同様式を第四号様式とする。

(大分県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第二条 大分県立歴史博物館管理規則(昭和五十六年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「民俗資料等」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。を含む。)」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 歴史資料等の修復その他保存に関すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

## 提案理由

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部改正等に伴い、博物館の登録の申

請に係る書類及び基準を定めるとともに、大分県立歴史博物館の学芸調査課の分掌事務に係る規定等を整備する必要があるので提案する。

## 博物館の登録に関する規則等の一部改正(案)の概要

文化課

## 1 法改正の背景

- 博物館法が制定されてから約70年が経過し、博物館の設置形態が多様化(約200館[1951年]→約5,700館[2018年時点]と30倍に増加)
- デジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築等の機能の高度化

## 2 法改正の概要

## ①博物館事業の見直し

- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化等を追加。

## ②博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図り、適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、登録審査の手続き等の規定を整備。

## ○登録要件の見直し

博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できること等を要件として定める。

登録の審査は、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するか審査し、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県教育委員会が定めることとする。

## ○登録審査の手続き等の見直し

博物館の運営状況について定期的に都道府県教育委員会に報告。

## 3 博物館法施行規則の一部を改正する省令〔博物館の登録に係る基準を定めるに当たっての参酌すべき基準(抜粋)〕

## ①博物館の体制(第19条)

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表し、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針が定められ、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 所蔵する博物館資料の目録を作成し、適切に管理し、活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独又は学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明、その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 資質向上のための職員に対する研修を行っている若しくは適切な研修に参加する機会が確保されていること。

## ②博物館の職員(第20条)

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

## ③博物館の施設及び設備(第21条)

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設、設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者、その他利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

## 博物館の登録に関する規則等の一部改正(案)の概要

文化課

## 4 規則改正(案)の内容

## ①博物館の登録に関する規則(昭和52年大分県教育委員会規則第10号)

## 規則の概要

博物館の登録に関し必要な申請、審査、変更又は廃止の届出等の手続きについて定めている。

## 改正理由

博物館法等の一部改正に伴い、登録要件の見直し等が行われることとなり、博物館の登録に係る基準等について、定めるもの。

## 改正(案)の概要

- 登録に係る博物館の体制、職員並びに施設及び配置に関する基準【第3条】  
登録の審査に当たり、**博物館の体制、職員、施設及び配置に係る基準**を新設。
- 登録申請書等【第2条第2項】  
審査に必要な**設置法人の適格性、博物館の体制、職員、施設及び配置の基準への適合性に係る申請に必要な添付書類**を新設。
  - ◇**設置法人の適格性**に係る書類(抜粋)
    - ・博物館の設置条例の写し(地方公共団体が設置)
    - ・法人の登記事項証明書(地方公共団体以外の法人が設置)
  - ◇**博物館の体制に関する基準**への適合性に係る書類(抜粋)
    - ・博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示す書類
    - ・博物館資料の目録
  - ◇**職員の配置に関する基準**への適合性に係る書類(抜粋)
    - ・館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
    - ・組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類
  - ◇**施設及び配置に関する基準**への適合性に係る書類(抜粋)
    - ・博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
    - ・防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- 教育委員会への定期報告【第6条】  
**博物館の運営の状況に係る定期報告**を新設。

## ②大分県立歴史博物館管理規則(昭和56年大分県教育委員会規則第4号)

## 規則の概要

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、博物館の組織、運営等を定めている。

## 改正理由

法改正に伴い、法第3条に規定する博物館が行う事業にデジタル・アーカイブ化等が追加されること及び、条例の一部改正により、条例第3条に規定する歴史博物館が行う事業に同様に追加したことから、所要の改正を行うもの。

## 改正(案)の概要

(学芸調査課の分掌事務)  
第5条第3号  
**歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開する**ことを新設。

## 5 施行期日

令和5年4月1日施行(予定)

## 大分県内の登録博物館・博物館相当施設

## 県内の登録博物館

令和5年3月1日時点

博物館名	住所	登録年月日
大分県立歴史博物館	宇佐市大字高森字京塚	昭和58年2月17日
二階堂美術館(公益財団法人)	日出町大字川崎837-6	平成6年12月22日
大分市美術館	大分市上野865	平成12年4月5日
国東市歴史体験学習館	国東市国東町大字安国寺1639番地2	平成15年2月10日
中津市歴史博物館	中津市1290番地	令和元年11月8日
竹田市歴史文化館・由学館	竹田市大字竹田2083番地	令和2年10月19日

博物館法の施行後から5年間は、経過措置として、登録博物館とみなされるが、**5年以内に新たに申請が必要**。

登録申請可

## 県内の博物館相当施設

※博物館に類する事業を行う施設として、都道府県教育委員会に指定された施設

令和5年3月1日時点

施設名	住所	指定年月日
別府大学附属博物館(学校法人)	別府市北石垣82	昭和30年2月10日
耶馬溪風物館(中津市立)	中津市本耶馬溪町大字曾木2193-1	昭和31年10月18日
日田市立博物館	日田市上城内町2番6号	昭和39年3月16日
大分マリーンパレス水族館「うみたまご」(株式会社)	大分市大字神崎字ウト3078番地の22	昭和56年6月25日
九州自然動物公園(株式会社)	宇佐市安心院町大字南畑2-1755-9	昭和57年8月24日
大分県立先哲史料館	大分市王子西町14番1号	平成8年1月23日
廣瀬資料館(公益財団法人)	日田市豆田町9-7	平成20年7月25日
大分香りの博物館(学校法人)	別府市北石垣48-1	平成26年3月7日
大分県立美術館	大分市寿町2番1号	平成27年4月1日
久留島武彦記念館(玖珠町立)	玖珠町大字森855番地	平成29年3月31日

法改正前までは、地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限定していた設置者要件が、法改正後は、法人類型に関わらず登録でき、審査の基準も建物面積等の外形的な基準から、活動内容の質等に変わるため、**基準を満たせば、博物館相当施設も登録を受けることができる**。